

会員のみなさまへ

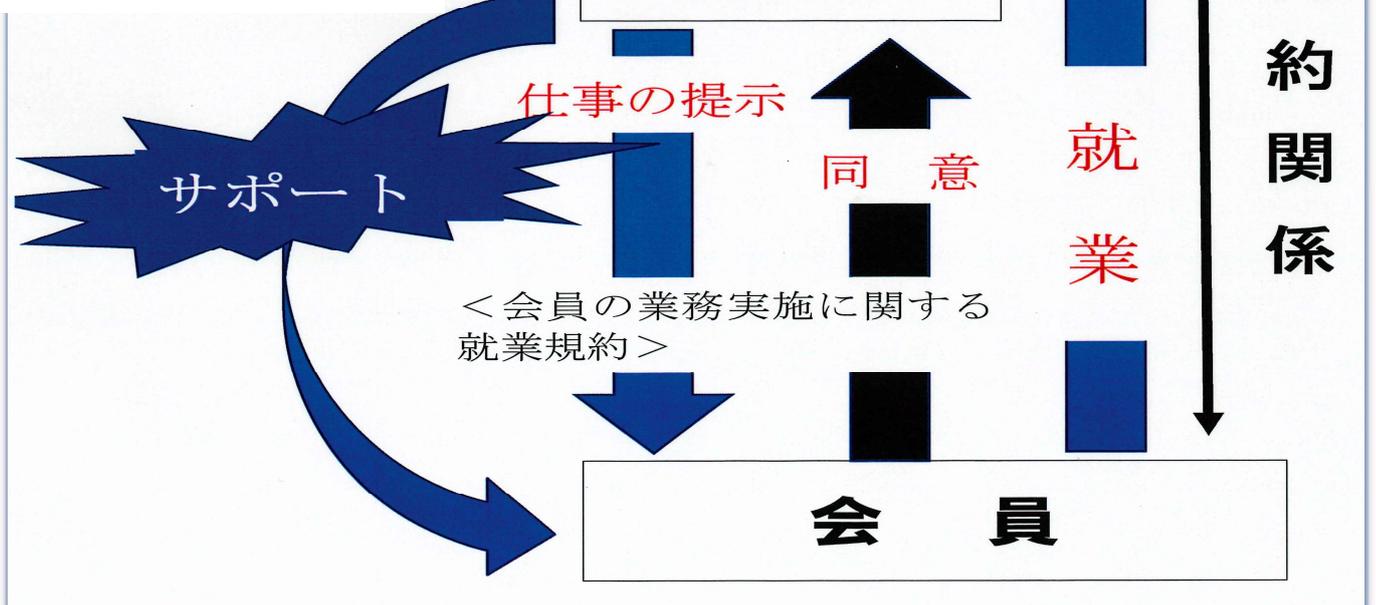
ご理解とご協力をお願いします。

契約方法の見直しを実施します!!

令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が公布されました。このフリーランス法の趣旨や、シルバー会員が個人事業主であることから、シルバー会員はいわゆるフリーランスであり、この新法の対象者となります。このため、会員の皆さまがこの法律の保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。

よって、契約方法について、”発注者からシルバー会員への業務委託契約”となる、本来の方法に見直すことが望ましいと考えられます。

また、これは厚生労働省からも見直しを行うよう方針が示されています。



契約方法の見直しによる今との変更点

<変更点>

<p>1 会員とセンターの関係</p>	<p>形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わるところはありません。センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。</p> <p>会員の皆さまには、今までどおり安心して仕事についていただき、就業に関して何かお困りのこと等があれば、遠慮なくセンターにご相談ください。</p>
<p>2 業務仕様書への同意</p>	<p>発注者とセンターの間で契約を締結することになり変わりはありませんが、今後は原則として、就業を予定する会員に対して、業務の内容や報酬の額等をお示し（口頭説明を含む）します。その上で、当該業務を受けるかどうか判断いただき、同意をいただくことで発注者との間に契約関係が成立することになります。</p> <p>なお、発注者が事業者の場合は、就業前に業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を書面または電磁的方法により明示することとなります。</p>
<p>3 デジタル化による対応について</p>	<p>会員への「会員業務仕様書」の明示について、来所による手渡しや郵送等では、時間や事務負担がかかり非効率となります。</p> <p>そのため、センターでは、「会員業務仕様書」の内容をスマートフォン等で会員が自ら確認できるようなデジタル明示の仕組みを進めています。すでにスマートフォンに慣れ親しんでいる会員におかれましては、出来るだけデジタル明示を可能とするシステム登録をお願いします。（詳しくはセンター職員にお尋ねください。）</p>
<p>4 報酬の扱いについて</p>	<p>配分金については、これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として55万円まで認められることについても変わりません。</p>